

日調連発第248号  
令和5年11月21日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和5年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施について（通知）

標記について、法務省民事局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。  
つきましては、下記の点に留意いただき、該当者へ周知していただきますようお願いいたします。  
なお、貴会における認定申請手続に関する事務については、改めて連絡します。

#### 記

- 1 本年度において認定を受ける資格を有する者は、第13回から第18回土地家屋調査士特別研修修了者となります。
- 2 第18回土地家屋調査士特別研修の修了証明書及び成績証明書並びに標記認定に係る申請書は、12月上旬を目途に、当連合会から修了者宛てに送付する予定です。  
なお、第13回から第17回の研修修了者が本年度に認定申請をする場合も、本年度の認定申請書による申込みとなりますので、当該申請の希望者がある場合は、当連合会まで連絡をお願いします。
- 3 手続に係る費用は、次のとおりです。
  - (1) 認定手数料 4,300円（認定申請書の提出の際に必要となります。）
  - (2) 登録免許税 5,000円（認定証書の交付の際に必要となります。）

※ 合計9,300円